

中原区市民提案型事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、複雑かつ多様化する地域の課題やニーズに対応するため、市民から事業の提案を受け、市民と区と協働で、それらの課題等の解決を図ることを目的とした中原区市民提案型事業（以下「市民提案型事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（要件）

第2条 市民提案型事業において、事業提案ができるものは、中原区内に活動拠点を有する団体又は中原区内を対象地域として事業を行える団体のうち、次の条件を満たす団体とする。

- （1）団体の運営に関する規則等を備えている（備えようとしている）こと。
- （2）予算及び決算を管理している（管理しようとしている）こと。
- （3）区長及び川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）に定める川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が所属していない団体であること。
- （4）宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- （5）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと。

(6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）

第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でないこと。

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している団体でないこと。

(8) 公序良俗に反しない団体であること。

2 市民提案型事業において、事業を実施できるものは前項に規定する団体に限る。

3 市民提案型事業には、原則として設立1年未満もしくはこれから活動を始めようとする団体が提案できるスタートコースと、原則として1年以上継続して活動している団体が提案できるステップアップコースを置く。

（対象）

第3条 市民提案型事業において対象となる事業は、次の条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 地域課題の解決又はニーズに資するもの

(2) 仲間づくりや地域コミュニティづくりに資するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 区が業務を所管していないもの

(2) 区で既に行っている事業

(3) 提案した団体が現に実施している事業。ただし次項の事業の継続を希望する場合はこの限りではない

- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (7) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託・補助助成等を受けているもの
- (8) 公序良俗に反するもの

3 スタートコースは、継続提案はできないものとする。ステップアップコースは、事業の継続を希望する場合、改めて事業の提案を行うこととし、同一事業の提案は、事業開始年度を起点として通算で3年度を限度とする。ただし、自然災害等で事業を一切実施できなかった場合は3年度を超えて提案できるものとする。

(提案方法)

第4条 提案の募集方法は、別に定める方法で公募により行うものとする。

(経費)

第5条 事業経費の額は、事業を実施するために必要な経費を支払うものとし、年度ごとの予算の範囲内において、中原区長（以下「区長」という。）が別途定める。

(事業の決定等)

第6条 区長は、提案を受けたときは、審査委員会に諮るものとする。

(審査委員会)

第7条 審査委員会が行う事業の選定及び評価の方法は別に定めるものとする。

2 条例別表第1の審査委員会の委員の構成の欄に掲げる市職員はま

ちづくり推進部長とする。

- 3 審査委員会の庶務は、中原区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(通知)

第8条 区長は、審査委員会の選定に基づき、事業及び事業実施団体を決定し、事業を提案したものに採用又は不採用を通知するものとする。

(実施方法)

第9条 第6条及び第7条の規定により採用された事業実施団体（以下「被採用団体」という。）と区長は、事業実施に当たっての基本的事項や役割分担等を確認する。

- 2 被採用団体は、前項の確認の後に市長と協定書を締結する。

(事業期間)

第10条 事業期間は、事業が採用された日から同一会計年度の3月31日までとする。

(提案事業の取り扱い等)

第11条 被採用団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止しようとする場合は、その理由を明らかにして、速やかにその旨の申請を区長にし、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容変更又は中止の諾否の決定について通知するものとする。

(中間報告及び調査)

第12条 被採用団体は、区長の求めに応じ中間報告を行わなければならない。

2 区長は、必要に応じて当該事業の状況について調査を行うことができる。

3 区長は、前項の規定に基づく調査又は報告の結果、必要な場合に指導又は助言を行うことができる。

(実績報告)

第13条 被採用団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に事業結果を区長に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 被採用団体は、事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(情報公開等)

第15条 区長は、事業を運営する上で公正性、透明性を高めるため、提案団体名、提案された事業の概要、事業の実施状況、事業の実施結果及び審査委員会による評価等をホームページ等で公表するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１２月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年６月２８日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和２年１０月３０日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際、現に改正前の中原区市民提案型事業実施要綱により決定された提案事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。